府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）

第九条　令第七条第一項第一号ツに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、令和二年七月豪雨に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2　令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であって、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第六十四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十日

総務大臣　高市　早苗

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例） **第七条**　次の表の対象被災者の欄に掲げる被災者であって、第三条第一項第一号に規定する方法による本人確認及び第十一条第一項第一号に規定する方法による譲渡時本人確認（以下「通常本人確認等」という。）を行うことが困難であると認められるものに係る法第三条第一項及び法第五条第一項に規定する総務省令で定める方法は、第三条第一項第一号及び第十一条第一項第一号の規定にかかわらず、通常本人確認等を行うことができるまでの暫定的な措置として、それぞれ同表の対象期限の欄に掲げる日までの間、当該被災者から申告を受ける方法とすることができる。	**附　則** （平成二十三年東北地方太平洋沖地震等に起因して生じた事態に対応するための特例） **第七条**　［同上］